

与党税制改正大綱が示唆する新しい資本主義

- 令和5年度与党税制改正大綱は、新しい資本主義を具体化するためのものと見ています。NISAの抜本的拡充・恒久化、超高所得者の負担適正化、防衛力強化のための財源確保などの方向性が打ち出されました。
- 内閣支持率が低迷するなか、日銀の金融緩和政策の修正や今回の税制改正で積み残された論点への対応など、岸田政権がどこまで脱アベノミクスの動きを推し進めることができるのかに注目しています。

与党税制改正大綱で新しい資本主義も具体化へ

12月16日に公表された令和5年度与党税制改正大綱は、新しい資本主義を具体化するためのものと見ています。大綱のボリュームも前回の98ページから今回は132ページに膨らみました。今回の大綱では、基本的考え方として、①成長と分配の好循環の実現、②経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応、③地域における活力と安全・安心な暮らしの創造、④経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し、⑤円滑・適正な納税のための環境整備、⑥防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、の6項目が掲げられました。

足元ではやや伸び悩みを示していたNISA投資（図表1）について、①の中では「NISAの抜本的拡充・恒久化」として、年間投資枠上限額の引上げ（360万円）や生涯投資枠総額の設定（1800万円）などが打ち出されました。④に含まれる「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」は、令和7年分以降、所得が30億円を上回る人に適用されると見られます。⑥については、令和9年度に1兆円強を確保するために「法人税、所得税、たばこ税について措置を講ずる」と明記された一方、措置の施行時期は「令和6年以降の適切な時期」とされました。

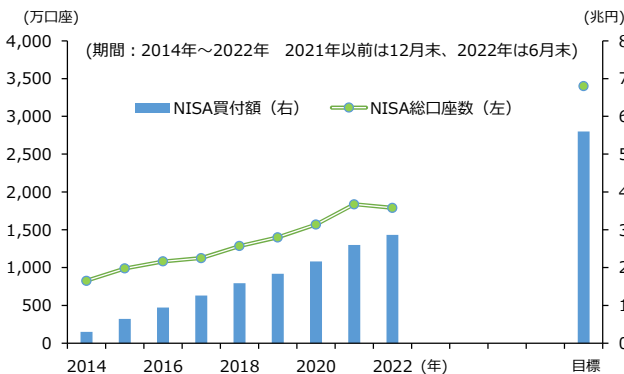
日銀金融政策の見直しが焦点に

岸田政権にとっては2024年秋の自民党総裁選まで大きな政治イベントがなく、独自色を出しやすい時期です。今回の大綱は、現政権が中期的にはアベノミクスからの離脱を進めていくとの印象を強めるものとなりました。

12月17日、政府と日銀の役割を定めた共同声明を改定する方針を固めたことが分かったと共同通信は報じました（その後官房長官は否定）。岸田政権が進める新しい資本主義の動きは日銀金融政策にも及ぶと思われます。

もっともその道のりは平易ではなさそうです。大綱は当初予定より1日遅れで公表されたと報じられており、与党内で相当の意見調整が必要だったようです。また、大綱では期限を決め切れなかった論点も残されました。内閣支持率（図表2）は概ね30%台と見られますが、大綱公表後の一部の世論調査では支持率低下が見られ、防衛費増額を増税で賄う方針が低下の要因として紹介されています。内閣改造などにより支持率回復の余地は残されていると考えますが、国内政治を不安定化させずにアベノミクスから離脱できるかは簡単ではなさそうです。

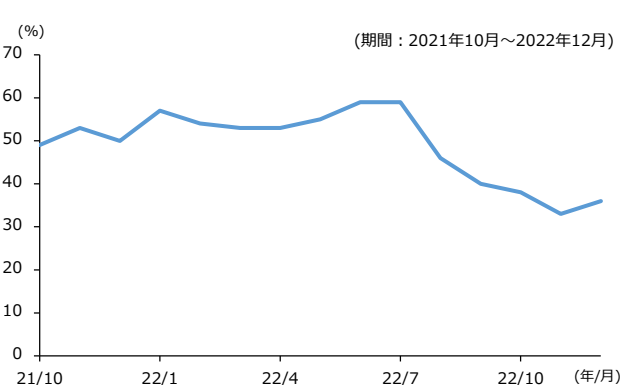
図表1 NISA口座数・投資金額



(注) 目標は「資産所得倍増プラン」の中で掲げられた5年間の目標値

(出所) 図表1は金融庁、図表2はNHKのデータより岡三アセットマネジメント作成

図表2 内閣支持率



以上（調査部 ストラテジスト）

＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みには、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入金額 (購入価額×購入口数) × 上限3.85%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担: 純資産総額×実質上限年率2.09%(税抜1.90%)
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額×上限年率0.0132%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商号: 岡三アセットマネジメント株式会社
事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
登録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)